

道営住宅駐車場の減免基準

[沿革]平成6年4月1日制定

平成17年2月28日改正

(趣旨)

第1 この基準は、道営住宅の敷地を道が入居者に直接使用許可する場合の駐車場使用料（以下「利用者」という。）の減免について必要な事項を定める。

(対象者)

第2 減免の対象等

1 利用料の減免の対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 身体障害者が入居するために建設された住宅に付随する専用の駐車場を利用する者、又は身体の異動のために自動車の使用が不可欠と認められる者

(2) 申込者又は同居親族が次のいずれかの要件を満たす者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害者のうち、下肢又は体幹の障害で4級以上に該当する者

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ二に定める障害者のうち、下肢又は体幹の障害で第三項症以上に該当する者

(3) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入が13,000円以下で家賃の減免を受けている者又は生活保護を受給している者

2 利用料の減免は、自動車の使用が前項(2)のア又はイに該当する身体障害者の利便の用に供される場合についてのみ適用する。

(使用料の減免額)

第3 第2に規定する減免の対象者に対して行う利用料の減免額は、免除とする。

(減免期間)

第4 利用料の減免期間は、減免申請者の提出期間の属する月の翌月から毎年3月までとする。

ただし、減免期間中に第2に定める減免対象の要件に該当しなくなった場合は、その月までとする。